

岐阜県基幹的農業用水路強靱化事業実施要領

平成28年3月25日付け農整第986号

第1 趣旨

標準耐用年数を超える基幹的農業用水路が急速に増加する中、将来にわたって施設機能を安定的・効率的に発揮させるためには、施設の機能保全計画を策定した上で、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理を行いつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントの必要性が益々高まっている。

一方で農業者の高齢化や土地持ち非農家の増加により、農業用水路などの管理体制の弱体化や投資意欲の低下が懸念されており、県、市町村、施設管理者等が一体となった基幹的農業用水路の管理体制の構築が急務となっている。

このため、基幹的農業用水路強靱化事業（以下「本事業」）により、日常管理、機能診断、機能保全計画の策定、対策工事及びデータ蓄積のプロセスを関係者が連携・情報共有を図りつつ継続的に実施する体制の構築を図る。

第2 事業の内容

本事業は次に掲げる事項の実施を通じてストックマネジメントの円滑な推進に必要な体制整備を図るものとする。

- (1) 監視用測点等の設置
- (2) 施設監視に係る技術指針の作成及び施設監視計画の整備
- (3) 農業水利施設データベースへの情報の蓄積・更新
- (4) 技術研修会・現地指導の開催
- (5) 劣化状況の簡易診断及び対策指導

第3 対象となる施設

対象施設は国営および水資源機構営を除く基幹的農業用水路とする。基幹的農業用水路とは受益面積が概ね100ha以上の水路である。

第4 事業の実施主体

本事業の実施主体は第2の1の(1)及び(2)までについては県、第2の1の(3)から(5)については岐阜県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）とする。

第5 事業に要する経費

本事業に要する費用は、第2の1の(1)及び(2)までについては全額県費負担とし、第2の1の(3)から(5)までについては県土連に毎年度、予算の範囲内において補助するものとする。

第6 事業の細部運用

- 1 第2の(1)及び(2)までの運用は、別紙1によるものとする。
- 2 第2の(3)から(5)までの運用は、別紙2によるものとする。

附 則

この要領は、平成28年度分の予算に係る事業から適用する。

別紙1（要領第2の（1）及び（2）までに係る運用）

第1 内容

1 監視用測点等の設置

保全計画を策定した区間において、一定間隔及び監視定点で杭または鉋による監視用測点や量水標等を設置し、円滑な点検・施設監視を支援する。

- （1）当該実施水路の起点を「No.0」とし、原則100m毎に測点鉋を設定する。
- （2）機能保全計画策定済みの区間においては施設監視定点に測点鉋を設置する。
- （3）100mを超える水路トンネル（暗渠部含む）については、呑吐口に管理測点を設置する。
- （4）測点鉋には用水路名、測点（起点からの距離）測点設置年月を記載する。
- （5）設置した測点鉋は、位置データとしてGISデータ定義書に基づき作成する。
- （6）量水標等は必要に応じて設置する。

2 施設監視計画の整備及び技術指針の作成の内容

施設監視項目の統一及び施設監視に必要なマニュアル等の技術指針を作成する。

- （1）「農業水利施設の機能保全の手引き（農林水産省）」に基づき、施設監視計画の様式および施設監視マニュアルを作成する。
- （2）作成した施設監視計画様式に基づき、機能保全計画策定済み路線における施設監視計画を作成する。
- （3）施設監視計画の様式および施設監視マニュアルは必要に応じて改定する。

第2 事業主体

事業主体は県とする。

別紙2（要領第2の（3）から（5）までに係る運用）

第1 内容

1 農業水利施設データベースへの情報の蓄積

県が提供する施設諸元、施設補修履歴、施設監視結果、機能保全計画や県土連が行う簡易診断の結果などの情報についてデータベースに蓄積する。

2 技術研修会・現地指導の開催

日常管理・施設監視に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメントの取組等に係る技術の取得をさせるため、技術研修会や現地指導を実施する。

3 劣化状況の簡易診断および対策指導

データベースに蓄積した施設監視結果を基に劣化状況の簡易診断および対策工事に向けた指導を施設管理者に対して行う。

第2 事業主体

事業主体は県土連とする。

第3 事業実施計画書

1 県土連は、事業を実施しようとするときは別記様式1により事業実施計画書を作成し、岐阜県知事に提出するものとする。

2 県の職員、県土連及びその他必要な者をもって構成される岐阜県農業水利施設ストックマネジメント推進会議（以下「推進会議」）で、事業実施計画書の内容について意見を聴取するものとする。

3 事業実施計画書は事業を行おうとする年度の4月末までに提出するものとする。

4 岐阜県知事は事業実施計画書が適当であると認められた場合、県は別記様式2により承認するものとする。

5 県土連は、4による承認の通知を受けた事業実施計画書について、総事業費の変更を伴う変更又は事業計画の中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第4 交付申請手続等

第3の4により事業実施計画が承認された場合、県土連は当該年度の5月末日までに交付申請書を岐阜県知事に提出するものとする。

第5 助成対象となる経費

事業の実施に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

ア	賃金	事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
イ	報償費	事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金等謝礼に必要な経費（「対外交流費等の予算執行基準について」に基づく単価の設定根拠によること）
ウ	旅費	事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合わせ及び資料収集等に必要な旅費、又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
エ	需用費	事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
オ	役務費	事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費（水土里システムの保守経費は除く）
カ	委託料	事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない
キ	使用料及び賃借料	事業の実施に直接必要な車両等の借上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
ク	備品購入費	事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
ケ	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
コ	共済費	ア及びケに該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
サ	補償費	事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮説的用地の借料
シ	資材購入費	事業の実施に直接必要な資材の購入費
ス	機械賃料	事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

第6 実施状況報告

県土連は、岐阜県知事が定めるところにより、別記様式3により本事業の実施結果を当該年度の翌年度の4月末までに、岐阜県知事に報告するものとする。

第7 その他

補助金の交付については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日付け岐阜県規則第8号）、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知）及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平

成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知) によるものとする。

(別記様式1)

第 号
平成 年 月 日

岐阜県知事 殿

岐阜県土地改良事業団体連合会
会長 ○○ ○○

平成28年度基幹的農業用水路強靱化事業の事業実施計画書の承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）申請について

下記のとおり事業を実施したいので、基幹的農業用水路強靱化事業実施要領（平成28年○○月○○日付け農整第○○○号）別紙2の第3に基づき、添付書類を添えて申請します。

(添付書類)

基幹的農業用水路強靱化事業実施計画書（様式1-1）

事業実施地区位置図（5万分の1の図面）

積算内訳書（様式1-2）

詳細積算内訳書（様式1-3）

基幹的農業用水路強靱化事業実施計画書

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	事業実施主体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	
(1) 事業の概要		
<p>※1 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。</p>		
(2) 事業の実施方法		
<p>※1 データベースの蓄積・更新はデータ数、運用体制等について記載すること。</p> <p>※2 技術研修会について、研修科目、回数、日数等について記載すること。</p> <p>※3 現地指導について、指導先、内容、日数等について記載すること。</p> <p>※4 簡易診断および対策指導について、診断回数等について記載すること。</p>		

(3) 事業実施のスケジュール
※1 各事業のスケジュールを記載すること。

(4) 事業の内容				
ア データベースの蓄積・更新				
作業種別	データ数	蓄積データの概要		共有方法
イ 技術研修会・現地指導				
区分	実施年月日 (予定)	対象者	参加予定 者数	実施内容

区 分	実施年月日 (予定)	対象施設管理者	指導日数	実施内容
ウ 簡易診断および対策指導				
路線名	健全度	対策年度	対象とした理由	対策指導の方法

(注)

- 1、欄に収まらない場合は、別記とすることができる。
- 2、必要に応じて行を追加すること。

(記載例)

(様式 1 - 3)

基幹的農業用水路強靱化事業

詳細積算内訳書

作業項目	数量	単位	単価	金額	備考

※諸経費等についても記載すること。

(別記様式2)

農整第 号
平成 年 月 日

岐阜県土地改良事業団体連合会
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

岐阜県知事 ○ ○ ○ ○

平成〇〇年度基幹的農業用水路強靱化事業の事業実施計画書（の変更又は中止若しくは廃止）の承認について

平成 年 月 日付け 号で申請のあったこのことについて、基幹的農業用水路強靱化事業について下記のとおり採択されたので、基幹的農業用水路強靱化事業実施要領（平成28年 〇〇月〇〇日付け農整第〇〇〇号）別紙2第3の4に基づき、承認したので通知します。

(別記様式3)

第 号
平成 年 月 日

岐阜県知事 殿

岐阜県土地改良事業団体連合会
会長 ○○ ○○

平成○○年度基幹的農業用水路強靱化事業の事業実施状況報告書の提出について

基幹的農業用水路強靱化事業実施要領（平成28年 ○○月○○日付け農整第○○○号）
別紙2第6に基づき、別紙のとおり事業実施状況報告書を提出します。

記

事業費	補助額	備考
円	円	

(添付書類)

基幹的農業用水路強靱化事業 実施状況等一覧（様式3-1）

事業実施地区位置図（5万分の1の図面）

積算内訳書（様式3-2）

詳細積算内訳書（様式3-3）

(注)

- 1、事業計画書から軽微な変更があった場合は、事業計画書の写しに変更箇所を加筆修正し、添付すること。

基幹的農業用水路強靱化事業 実施状況等一覧

1. 活動実績

ア データベースの蓄積・更新				
作業種別	データ数	蓄積情報の概要	データの共有方法	備考
イ 技術研修会・現地指導				
年月	活動内容	参加人数	活動（指導）による効果	備考
ウ 簡易診断および対策指導				
路線名	健全度	対策年度	簡易診断結果	対策指導の結果

注

- 1、欄に収まらない場合は、別記とすることができる。
- 2、必要に応じて行を追加すること。

(様式3-3)

基幹的農業用水路強靱化事業 詳細積算内訳書

作業項目	数量	単位	金額	備考

※諸経費等についても記載すること。